



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和6年9月25日

議会の議決を経ずに行った財産の取得について

下記の2件につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得等に関する条例」第3条の規定により、予定価格 2,000 万円以上の動産又は不動産の買入れに該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずを取得していたことが判明いたしました。

本件は、他の自治体で同様の事例が相次いでいたことを受け調査したところ、明らかになったものです。

当該手続きを遡って有効なものとするべく、令和6年習志野市議会第3回定例会の最終日9月27日に追認を求める議案を提出します。

記

追認を求める内容

- 1 令和6年度に購入しました、小学校の教師用指導書

契約金額 28,283,420 円、数量 766冊

- 2 令和6年度に取得契約しました、都市計画道路3・4・24号線の代替用地のための

土地に付随する建物

契約金額 44,142,058 円 建物1棟

以上

問合せ先

1について

教育委員会学校教育部指導課

電話：047-451-1132

2について

都市環境部街路建設課

電話：047-453-7441